

平成 29 年 10 月 31 日

【照会先】

福井労働局 労働基準部 監督課
課長 戸高 正博
過重労働特別監督監理官 木村 和晴
(かたく監理官)
(電話) 0776 (22) 2652

報道関係者 各位

11 月は「過労死等防止啓発月間」です

～過労死等防止対策推進シンポジウムや過重労働解消キャンペーンなどを実施～

福井労働局（局長 早木 武夫）では、11 月の過労死等防止啓発月間に、福井県内の過労死等をなくすためにシンポジウムや街頭キャンペーンなどの取組を行います。

過労死等防止対策推進法で毎年 11 月を啓発月間と定め、過労死等防止の重要性について国民の関心と理解を深めることとしています。

月間中は、国民への周知・啓発を目的に、福井県を含む全国 48 会場で過労死等防止対策推進シンポジウムを行うほか、過重労働解消キャンペーンとして長時間労働の是正や賃金不払残業などの解消に向けた監督指導を行います。

～「過労死等」とは～

業務における過重な負荷による脳血管疾患もしくは心臓疾患を原因とする死亡、もしくは業務における強い心理的負荷による精神障害を原因とする自殺による死亡またはこれらの脳血管疾患、心臓疾患、精神障害をいいます。

【期間中の主な行事】

- ・街頭キャンペーン（11 月 1 日（水）7:30～8:30）取材・撮影可
- ・労働局長によるベストプラクティス企業訪問
（11 月 28 日（火）10:00～）取材・撮影可
- ・過労死等防止対策推進シンポジウム（11 月 19 日（日）13:30～16:30）

※主な行事の詳細及びその他の取組については、次頁をご覧ください。

【取組概要】

1 国民への周知・啓発

- ・「過労死等防止対策推進シンポジウム」の実施
過労死等の防止のための活動を行う民間団体と連携してシンポジウムを開催します。
- ・ポスターの掲示などによる国民に向けた周知・啓発の実施
国民一人ひとりが自身にも関わることで過労死等と、その防止に対する関心と理解を深めるよう、ポスターの掲示やパンフレット・リーフレットの配布、インターネット広告など多様な媒体を活用した周知・啓発を行います。

2 過重労働解消キャンペーン

過労死等につながる過重労働などへの対応として、著しい過重労働や悪質な賃金不払残業などの撲滅に向けた重点的な監督指導などを行います。

■「過労死等防止対策推進シンポジウム」概要

過労死等の防止のための活動を行う民間団体と連携して、下記のとおり、シンポジウムを開催します(無料でどなたでも参加できます。)

「過労死等防止対策推進シンポジウム」

日 時 平成 29 年 11 月 19 日 (日) 13:30~16:30 (受付 13:00~)

場 所 響のホール(福井市中央 1-4-13)【定員 200 名】

■「過重労働解消キャンペーン」概要

1 労使の主体的な取組の促進

キャンペーンの実施に先立ち、福井労働局長が県内の使用者団体や労働組合(計 5 団体)に対し、長時間労働削減に向けた取組に関する周知・啓発等について協力要請を行いました(10 月 2 日)。

2 過労死等防止啓発月間に係る街頭キャンペーン

県等と連携し、下記のとおり、街頭でリーフレット配布の取組を行います。

日 時 平成 29 年 11 月 1 日(水) 7:30~8:30

場 所 JR 福井駅前

参加機関 福井県、連合福井、福井県労働者福祉協議会

3 福井労働局長によるベストプラクティス企業への職場訪問を実施します

福井労働局長が時間外労働削減に向けた取組を行っている企業を訪問し、取組事例を報道等により地域に紹介します。

訪問日時 平成 29 年 11 月 28 日 (火) 10:00

訪問企業 レンゴー株式会社金津工場
(あわら市自由ヶ丘 1 丁目 8 番 10 号)

当日の概要 10:00~10:45 荷主企業(工場)並びに運送業者と福井労働局長の対談

10:45~11:30 職場巡視

取材申込先 福井労働局 労働基準部 監督課 木村又は戸高(電話 22-2652)

集合時間 9:50

集合場所 レンゴー株式会社金津工場 事務所

※対談、職場巡視ともに公開いたします。

4 重点監督を実施します

長時間にわたる過重な労働による過労死等に係る労災請求が行われた事業場等や若者の「使い捨て」が疑われる企業等に対して監督指導を行います。

《過重労働解消キャンペーン特設ページ》

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/roudoukijun/campaign.html>

過労死をゼロにし、
健康で充実して
働き続けることの
できる社会へ

STOP!
過労死

毎年11月は
「過労死等防止啓発月間」です。

労働者の皆さん

心身の不調に気づいたら、
周囲の人や専門家に相談を。

事業者の皆さん

労働者の方々が相談しやすい
環境づくりが必要です。



厚生労働省ホームページ <http://www.mhlw.go.jp>

過労死等とその防止への理解を深めましょう。



「過労死等」とは、業務における過重な負荷による脳・心臓疾患や業務における強い心理的負荷による精神障害を原因とする死亡やこれらの疾患のことです。国民一人ひとりが自身にも関わることであり、過労死とその防止に対する理解を深めて「過労死ゼロ」の社会を実現しましょう。



事業主の取組

Q 過労死等を防止するために、事業主が取り組むべきことは？

A 労働基準や労働安全衛生に関する法令の遵守などです。

【過労死等防止のための取組】

- ◎長時間労働の削減
- ◎過重労働による健康障害の防止
- ◎働き方の見直し
- ◎職場におけるメンタルヘルス対策の推進
- ◎職場のパワーハラスメントの予防・解決
- ◎相談体制の整備等



事業主の取組

Q 長時間労働の削減に向けて、事業主が取り組むべきことは？

A 時間外・休日労働協定の内容を労働者に周知し、

週労働時間が60時間以上の労働者をなくすよう努めましょう。

事業主の取組

Q 働き過ぎによる健康障害を防止するために必要なことは？

A 事業者は労働者の健康づくりに向け積極的に支援すること、労働者は自らの健康管理に努める必要があります。

事業主の取組

Q 働き方はどのように見直せばよいですか？

A 事業者はワーク・ライフ・バランスのとれた働き方ができる職場環境づくりを推進しましょう。使用者と労働者が話し合って計画的な年次有給休暇の取得などに取り組ましましょう。

事業主の取組

Q 心の健康を保つために取り組むべきことは？

A 事業者はメンタルヘルス対策を積極的に推進し、労働者はストレスチェックにより自身のストレスの状況に気づき、セルフケアに努めましょう。



事業主の取組

Q 職場のパワーハラスメントの予防・解決に向けて取り組むべきことは？

A 事業者はトップによるメッセージの打ち出しや職場内のルールづくりに取り組み、労働者は悩みを共有するなどしましょう。



事業主の取組

Q 労働者が過労死等の危険を感じた場合に備えて取り組むべき対策は？

A 労働者は自身の不調に気がついたら、周囲の人や専門家に相談しましょう。事業者は労働者が相談に行きやすい環境づくりが必要です。上司・同僚等も労働者の不調の兆候に気づき、産業保健スタッフ等につなぐことができるようにしていくことが重要です。



福井会場

過労死をゼロにし、
健康で充実して
働き続けることのできる社会へ



毎年11月は「過労死等防止啓発月間」です。

過労死等防止対策 シンポジウム 推進

日時 平成29年11月19日(日)
13:30~16:30 (受付13:00~)

会場 福井まちなか文化施設
響のホール
(福井県福井市中央1-4-13)

参加
無料

[定員] 200名

主催：厚生労働省 後援：福井県、福井弁護士会
協力：過労死等防止対策推進全国センター、全国過労死を考える家族の会、過労死弁護団全国連絡会議、
福井過労死弁護団

